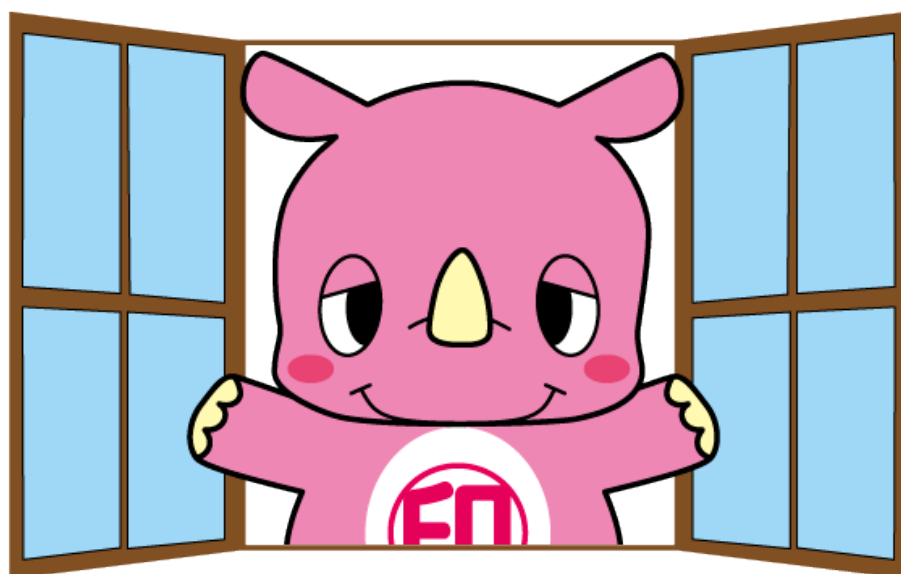


令和8年度 印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金  
申請の手引き  
窓の断熱改修版



印西市マスコットキャラクター  
いんざい君

申請期間：令和8年5月11日（月）～  
令和9年2月26日（金）昼12時【先着順】  
申請窓口：環境保全課 政策推進係（本庁舎2階）

## 目 次

1. 補助金の概要	1
2. 補助金の申請	1
3-1. 窓の断熱改修をする住宅の要件	2
3-2. 補助対象者の要件	3
3-3. 導入する窓の要件	4
4. 補助対象経費と補助金額	5
5. 申請書類	7
6. 納税確認について	13
7. 交付決定	13
8. 補助金の請求	13
9. その他	13
10. 補助金申請の流れ	14
11. Q & A	15

**【マンション等の窓の断熱改修にかかる補助金の申請を検討されている方へ】**

マンション等の窓の断熱改修にかかる補助金の申請につきましては

予算措置や提出書類の精査等の都合上、

**工事着手の1年前には**担当課へのご相談をいただきますよう、お願いいたします。

## 1. 補助金の概要

市では、地球温暖化の防止や家庭におけるエネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化及び最適化を図るため、市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む）に次の住宅用設備等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

【補助対象設備等（未使用のものに限る。）】

1. 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
  2. 定置用リチウムイオン蓄電システム
  3. 窓の断熱改修
  4. 電気自動車（EV）
  5. プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）
  6. V2H 充放電設備
  7. 集合住宅用充電設備
  8. 集合住宅用充電設備の導入に係る住民の合意形成のための資料作成  
（以下「住民の合意形成のための資料作成」という。）
4. から 5. まで } 以下「電気自動車等（EV、PHV・PHEV）」という。

## 2. 補助金の申請

1. 申請期間：令和8年5月11日（月）～令和9年2月26日（金）昼12時  
（土・日・祝日を除く）
2. 申請時間：
  - ・令和8年5月11日～令和8年6月30日  
昼12時～午後1時を除く午前8時30分～午後5時15分
  - ・令和8年7月1日以降  
昼12時～午後1時を除く午前9時00分～午後4時30分
3. 申請場所：印西市役所2階 環境保全課政策推進係窓口
4. 申請方法：窓口に持参、郵送又は電子申請（代理人申請可）  
※申請は先着順です。予算の上限に達し次第、受付を終了します。

各種申請様式は、市のホームページで  
掲載していますので、ご確認下さい。  
（市ホームページ：  
<https://city.inzai.lg.jp/0000015837.html>）



## 3-1. 窓の断熱改修をする住宅の要件

### 窓の断熱改修

次の要件を満たしている住宅が対象です。

#### 【個人が申請する場合】

◆補助対象者自ら、もしくは第三者が所有し、補助対象者自らが居住する住宅であり、窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。（必須）

#### 【マンション等の管理組合が申請する場合】

◆補助対象者<sup>\*</sup>が管理し、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下、「マンション等」という。）であること。

※マンション等の管理組合

#### ★申請可能回数

原則、1つの住宅につき1回です。

## 3-2. 補助対象者の要件

窓の断熱改修に係る補助金の申請に関し、申請者が下記の条件を満たしていること。

- (1) 印西市に居住していること。(市の住民基本台帳に記録されていること。法人を除く。)
- (2) 申請日までに窓の断熱改修を行った住宅に居住していること。(法人を除く。)
- (3) 本人を含む同一世帯員が市に納付すべき市税等を滞納していないこと。(リース事業者含む)
- (4) 窓の断熱改修の費用を負担し、かつ、当該断熱窓を所有していること。  
※所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合、リース契約で、所有者がリース事業者である場合も可
- (5) 断熱窓をリース契約により導入した場合は、リース事業者と共同で補助対象事業を行い、かつ、次の要件の全てを満たすこと。
  - ① リース事業者が補助対象者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元されていること。
  - ② リース期間が、設備等の財産処分制限期間以上の契約となっていること。
  - ③ ②を満たさない場合は、リース期間終了後に補助対象者が当該設備を購入する契約になっていること。

※申請者名は、市民の方及びリース事業者様との連名となります。

※リース事業者様の方針によっては対応が難しい場合もございます。

上記5つの条件と併せて下記の条件を満たしていること。

### 【窓の断熱改修をする住宅が、補助対象者自らもしくは第三者が所有し、補助対象者自らが居住する住宅の場合】

- ◆補助対象者が断熱窓を導入する住宅の所有者ではない又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。
- ◆窓の断熱改修をする住宅において、今回より以前に自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、窓の断熱改修について、印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

### 【マンション等の管理組合が申請を行う場合】

- ◆窓の断熱改修をする市内のマンション等の管理組合であること。
- ◆窓の断熱改修をするマンション等において、今より以前に窓の断熱改修について、印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

### 3-3. 導入する窓の要件

補助対象設備等	補助対象設備等の要件
窓の断熱改修  (処分制限期間 10年)	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するもの（内窓の設置を含む。）のうち、以下の要件の全てを満たすもの (1) 国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率(※)Uwが1.9以下のものであること。 (2) 一室（室とは、壁、ドア、ふすま等で仕切られている空間をいう。なお、空気が通り抜けてしまう簡易的な区切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。ただし、換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓並びにテラスドア、勝手口ドア及び玄関ドアに附属する窓及びガラスは、改修を要件としない。 ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。 (3) <b>令和8年4月1日～令和9年2月26日</b> の間に工事等に着手・完了したものの。

※ 熱貫流率について：

熱貫流率とは、「断熱性能の高さ」を表す数値です。

窓の熱貫流率は「Uw 値(ゆーだぶりゆーち)」と呼ばれ、数値が低ければ低いほど断熱性能が高い製品となります。

設置された窓の熱貫流率が、補助対象要件を満たしているかの簡単な判別方法としましては、「性能証明書」に記載のある「窓の性能区分（E～P(SS)）」をご確認いただくことが挙げられます。窓の性能区分において、A、S、P（SS）の区分の製品が「**熱貫流率 1.9 以下 = 補助対象要件を満たした製品**」となります。

なお、**窓全体（サッシ等含む）の熱貫流値が 1.9 以下**であることが補助対象要件となっております。

窓全体とは、ガラスやサッシ等の、**窓を構成するものすべてを合わせたもの**を指し、窓の一部が要件を満たしていても、**全体として熱貫流率 1.9 以下に満たない場合、補助対象外**となってしまいますので、事前に業者に十分ご確認いただいた上で申請をお願いいたします。

#### ※財産処分制限期間について

上記表中に示した処分制限期間内に断熱改修を行った窓を処分する場合は、事前に、「処分承認申請書」を提出していただく必要があります。

その際処分制限期間の満了日までの月数に応じて補助金の一部返還を求めることがあります。詳細は環境保全課までお問合せください。

## 4. 補助対象経費と補助金額

窓の断熱改修（未使用品に限る）の補助対象経費と補助金額は下表のとおりです。

なお、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費になりません。また、当該窓の断熱改修導入費用に国その他の団体からの補助金、割引額等を充当する場合には、補助対象経費の額からそれらの額を控除した額を補助対象経費といたしますので、ご注意ください。

補助対象期間	補助対象経費	補助金額※
令和8年4月1日～ 令和9年2月26日 の間に工事等に着手・完了したもの。	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取り付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費並びにガラスが付随するドア本体及びその交換に関する工事費は対象外	補助対象経費の 1/4 （個人の場合） 上限 80,000 円 （集合住宅の管理組合の場合） 上限 80,000 円×戸数

## 例

合計		160,600 円 (税込)		←合計金額=実際の税支払額 である必要があります。			
区別がつくよう 窓ごとに番号 を振ってください。 また、この番号は、すべての 書類で統一 してください。	対象外	概要	数量	単位	単価	金額	備考
①		1階ダイニング 引違い窓					
		本体価格	1	式	50,000	50,000	定価¥70000
		取付工事費	1	式	5,000	5,000	国補助金¥44000
②		1階ダイニング 掃き出し窓					
		本体価格	1	式	30,000	30,000	定価¥50000
		取付工事費	1	式	2,000	2,000	国補助金¥12000
③		2階主寝室 出窓					
		本体価格	1	式	40,000	40,000	定価¥45000
		取付工事費	1	式	10,000	10,000	国補助金¥12000
④		運搬費	1	式	15,000	15,000	①、②、③全て
⑤		値引き	1	式	-6,000	-6,000	①、③の窓のみ
		小計				146,000	←価格については、税抜価格での記載 をお願いします。
		消費税				14,600	※税込価格しか確認できない場合、任意の場所に 税抜価格の追記をお願いします。
		合計				160,600	

### ※ 補助金額の算出方法

総支払額 - 補助対象経費に含まれない額 = 補助対象経費

補助対象経費 ÷ 4 と補助上限額 (80,000 円) を比較し、いずれか少ない額が**補助金額**

なお、最終的に導出された金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、切り捨てた額が補助金額となります。

### 【上記例の場合】

※前提条件として：断熱改修を行った窓①、②、③のうち、窓③が補助対象外（「3-3. 導入する窓の要件」を満たしていない窓は補助対象外となります。（例）同じ室内に他に工事をしていない窓がある など）

#### ■ 補助対象となる窓①、窓②の補助対象経費がいくらになるのかを考えます。

窓①：本体価格¥50,000 + 取付工事費¥5,000 = ¥55,000

運搬費：¥15,000 ÷ 3 = ¥5,000

値引き：¥6,000 ÷ 2 = ¥3,000

よって、¥55,000 + ¥5,000 - ¥3,000 = ¥57,000 が窓①にかかる補助対象経費

窓②：本体価格¥30,000 + 取付工事費¥2,000 = ¥32,000

運搬費：¥15,000 ÷ 3 = ¥5,000

値引き：該当なし

よって、¥32,000 + ¥5,000 = ¥37,000 が窓②にかかる補助対象経費

※④「運搬費」、⑤「値引き」のように、「詳細の内訳が分からない費用」については、その費用に含まれる窓の数ごとに按分します。

窓①の補助対象経費¥57,000 + 窓②の補助対象経費¥37,000 = ¥94,000

補助対象経費¥94,000 ÷ 4 = ¥23,500

導出された金額¥23,500 と、補助上限額¥80,000 を比較し、額が少ない方の¥23,500 を**選定** ¥1,000 以下の端数は切り捨てるため、最終的に補助金額は**¥23,000**となります。

## 5. 申請書類

申請者本人が断熱窓を導入した場合と、リース契約によりリース事業者が導入した場合とで準備書類が異なります。

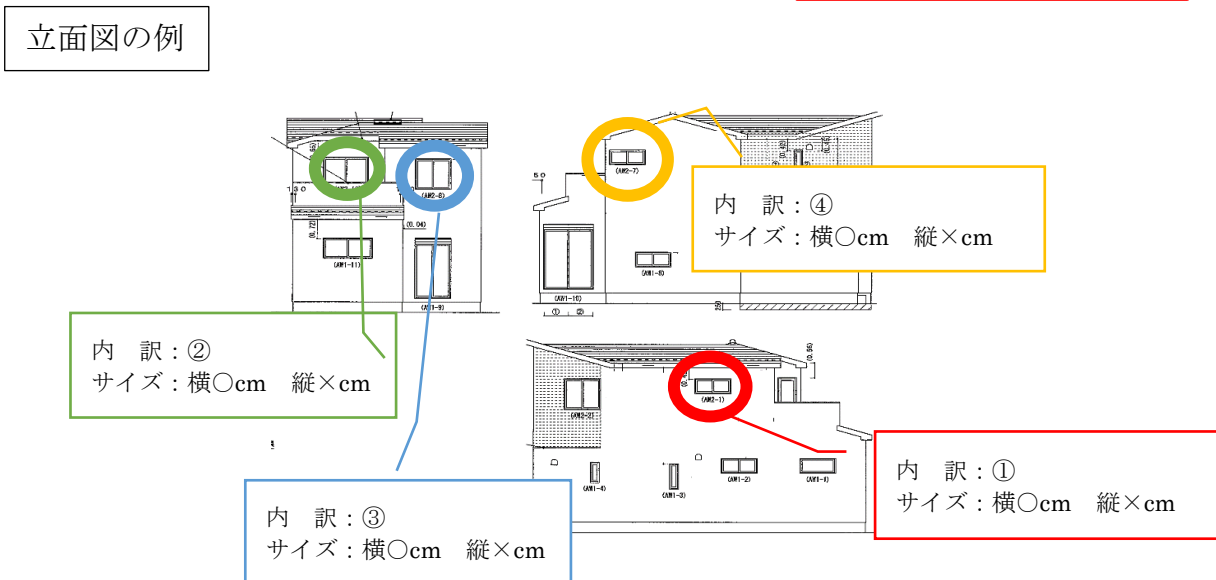
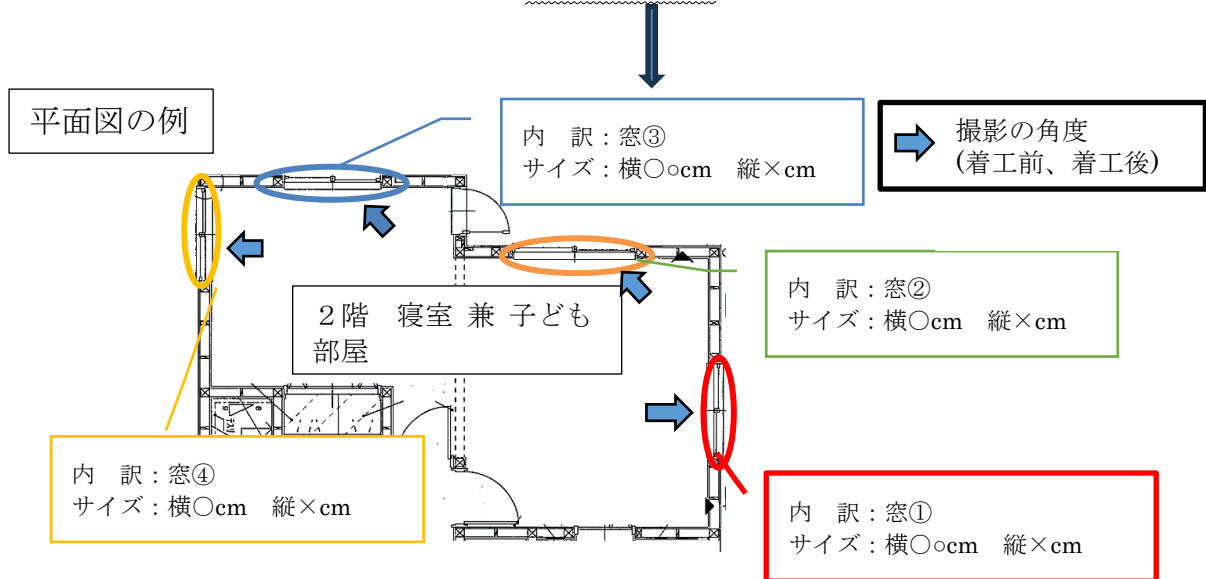
表中★印がついた書類は、ホームページに書式を掲載していますので、適宜ご使用ください。

### 5-1 窓の断熱改修\_申請者が個人で購入した設備を導入した場合

書式	必要書類	備考
★	①交付申請書（第1号様式）  ※2枚目以降は、「窓の断熱改修」に該当するページのみ提出してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意いただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ①-1 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ①-2 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	②窓の断熱改修に係る契約書又は注文書等の写し	
★	③工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着手日、完了日の両日が確認できるもの ※ホームページに添付の書式も使用可
	④改修した断熱窓の技術仕様が確認できる書類の写し	・技術仕様…製造者（メーカー）名、製品型番（先進的窓リノベ事業 2026 事業 HP で確認できるもの）、登録番号（SII、北海道環境財団 HP で確認できるもの）、熱貫流率（Uw）等 ※交付申請書（第1号様式）、性能証明書等で技術仕様が確認できる場合は提出不要
	⑤窓の断熱改修に係る領収書及び内訳書の写し	クレジット払い、ローン契約、電子振込払等の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可※領収金額が窓の断熱改修以外の工事との合算の場合は、他の工事に係る費用の明細も併せてご提出ください。
	⑥断熱窓の導入状況が確認できるカラー写真	・改修した窓すべての <u>着工前・完成後</u> の写真を添付 ・着工前後の変化がわかりにくい場合は、作業中の写真 ・ガラスのみ交換の場合は、複層ガラスであることが判別できる写真 ・改修を要件としない窓(P.4「3-3. 導入する窓の要件」参照)がある場合は、該当の窓の写真 【写真撮影時の注意点】 ・着工前・完成後ともできる限り同じ角度から撮影する。 ・必ず室内から、窓を閉めた状態で撮影する。 ・障害となりうるもの（カーテン、障子、机、観葉植物等）は除いてから撮影する。
	⑦断熱窓等が未使用品であることを確認できる書類の写し	メーカー発行の性能証明書 等
	⑧断熱窓等の設置図面	平面図（平面図で確認が取れない場合は立面図も添付）

		<p>※改修した窓の場所が分かるよう、目印をしてください。</p> <p>※写真がどの角度から撮影されたか、矢印で表示</p> <p>※改修した窓が複数ある場合、写真及び断熱窓の仕様と照合できるよう、番号を振ってください。</p>
	⑨既築住宅であることが確認できる書類	<p>次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し</li> <li>・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し</li> <li>・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）</li> </ul>
★	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状（代理人が申請する場合）</li> <li>・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）</li> </ul>

※ 上記表の塗りつぶしている必要書類は、一致させた番号を余白部分に記入してください。

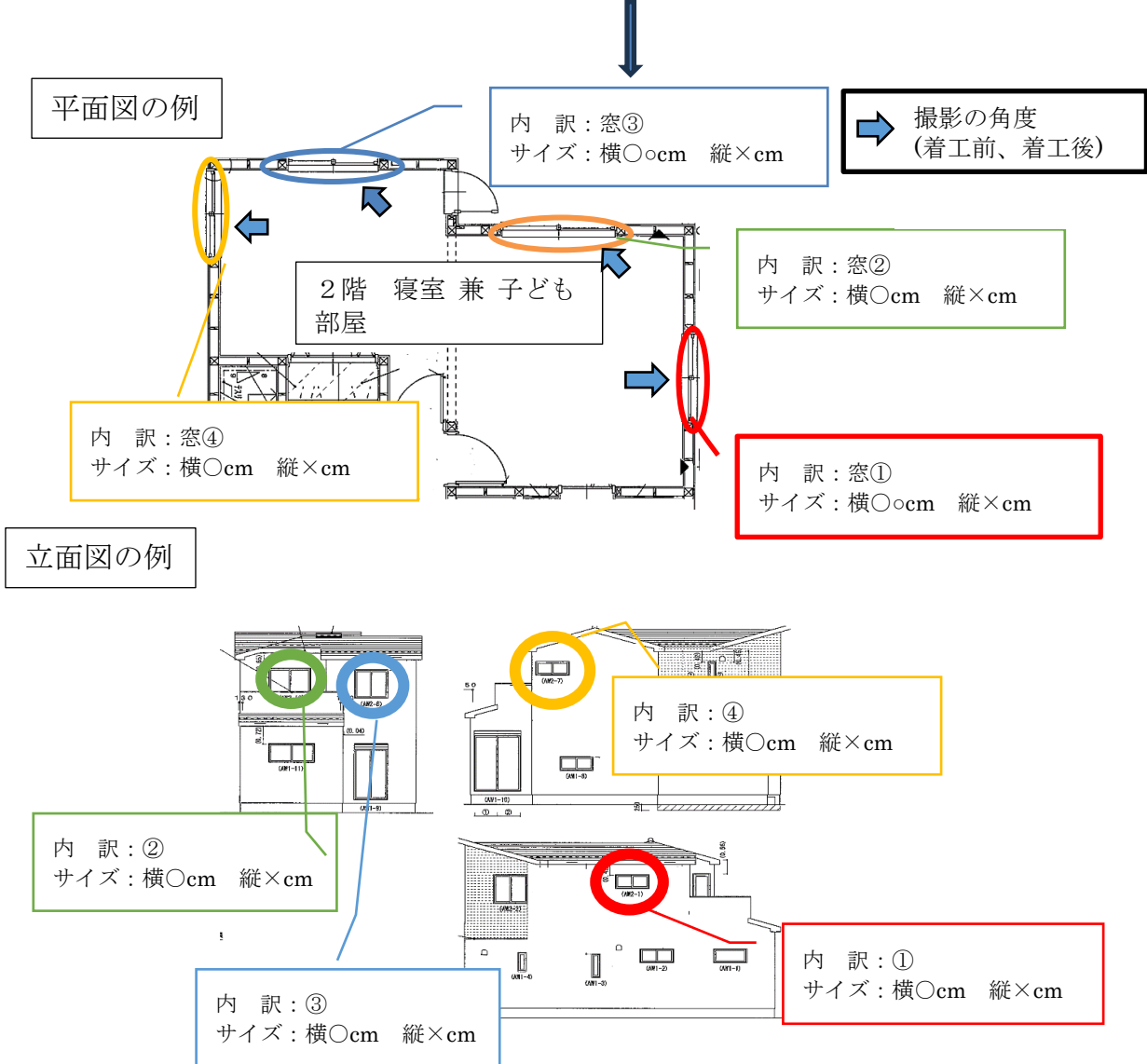


5-2 窓の断熱改修\_申請者又はマンション管理組合がリース事業者との契約で導入した場合

書式	必要書類	備考
★	①交付申請書（第1号様式）  ※2枚目以降は、「窓の断熱改修」に該当するページのみ提出してください。	・申請者とリース事業者との連名でご記載下さい。 ・住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意いただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ①-1 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ①-2 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	②マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が法人格を持たないマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	②登記事項証明書（申請者が法人格を持つマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（管理組合が申請する場合）
	A（③）登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	B リース契約書の写し	
	C（⑥）リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる書類	領収書等
★	D 貸与料金の算定根拠明細書	ホームページに添付の様式をご使用ください。
★	④工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着手日、完了日の両日が確認できるもの ※ホームページに添付の書式も使用可
	⑤改修した断熱窓の技術仕様が確認できる書類の写し	・技術仕様…製造者（メーカー）名、製品型番（先進的窓リノベ事業2026事業HPで確認できるもの）、登録番号（SII、北海道環境財団HPで確認できるもの）、熱貫流率（Uw）等 ※交付申請書（第1号様式）、性能証明書等で技術仕様が確認できる場合は提出不要
	⑦断熱窓の導入状況が確認できるカラー写真	・改修した窓すべての <b>着工前・完成後</b> の写真の添付 ・着工前後の変化がわかりにくい場合は、作業中の写真 ・ガラスのみ交換の場合は、複層ガラスであることが判別できる写真 【写真撮影時の注意点】 ・着工前・完成後ともできる限り同じ角度から撮影する。 ・必ず室内から、窓を閉めた状態で撮影する。 ・障害となりうるもの（カーテン、障子、机、観葉植物等）は除いてから撮影する。
	⑧断熱窓が未使用品であることを確認できる書類の写し	メーカー発行の性能証明書 等
	⑨断熱窓の設置図面	平面図（平面図で確認が取れない場合は立面図も添付） ・改修した窓の場所が分かるように、マーカー等をしてください。 ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。 ・改修した窓が複数ある場合は、写真及び断熱窓の仕様と照合できるよう、番号を振ってください。
	⑩マンション等であることが確認できる書類（申請者がマンション管理組合である場合のみ）	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等

	①既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

※ 上記表の塗りつぶしている必要書類は、一致させた番号を余白部分に記入してください。

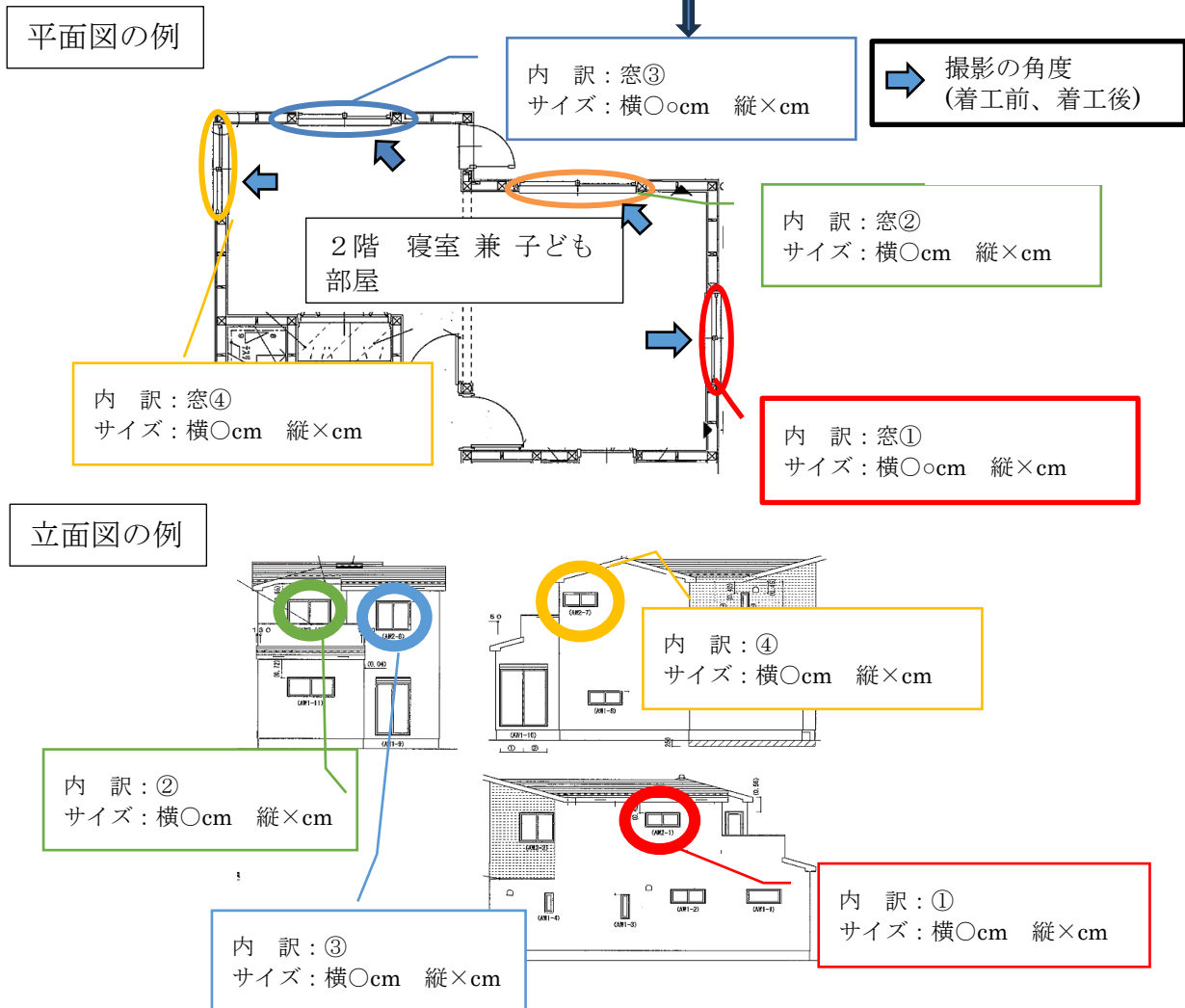


5-3 窓の断熱改修\_申請者がマンション管理組合の場合

書式	必要書類	備考
★	①交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、「窓の断熱改修」に該当するページのみ提出してください。	
	②マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が法人格を持たないマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	②登記事項証明書（申請者が法人格を持つマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	③断熱窓の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
★	④工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着手日、完了日の両日が確認できるもの ※ホームページに添付の書式も使用可
	⑤断熱窓の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット払い、ローン契約、電子振込払等の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可 ・領収金額が、 <u>窓の断熱改修以外の工事との合算</u> の場合は、他の工事に係る費用の明細も併せてご提出ください。
	⑥改修した断熱窓の技術仕様が確認できる書類の写し	・技術仕様…製造者（メーカー）名、製品型番（先進的窓リノベ事業2026事業HPで確認できるもの）、登録番号（SII、北海道環境財団HPで確認できるもの）、熱貫流率（Uw）等 ※交付申請書（第1号様式）、性能証明書等で技術仕様が確認できる場合は提出不要
	⑦断熱窓の導入状況が確認できるカラー写真	・改修した窓すべての <b>着工前・完成後</b> の写真を添付 ・着工前後の変化がわかりにくい場合は、作業中の写真 ・ガラスのみ交換の場合は、複層ガラスであることが判別できる写真 【写真撮影時の注意点】 ・着工前・完成後ともできる限り同じ角度から撮影する。 ・必ず室内から、窓を閉めた状態で撮影する。 ・障害となりうるもの（カーテン、障子、机、観葉植物等）は除いてから撮影する。
	⑧断熱窓が未使用品であることを確認できる書類の写し	メーカー発行の性能証明書 等
	⑨断熱窓の設置図面	平面図（平面図で確認が取れない場合は立面図も添付） ・改修した窓の場所が分かるように、マーカー等をしてください。 ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。 ・改修した窓が複数ある場合は、写真及び断熱窓の仕様と照合できるよう、番号を振ってください。
	マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等

	既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し</li> <li>・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し</li> <li>・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着工前の日付であるもの）</li> </ul>
★	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状（代理人が申請する場合）</li> <li>・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）</li> </ul>

※ 上記表の塗りつぶしている必要書類は、一致させた番号を余白部分に記入してください。



## 6. 納税確認について

印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けるためには、市税等が完納されていることが条件となります。詳細は次のとおりとなりますので、ご確認のうえ、申請書類を提出してください。

### (1) 確認する市税等の種類

- ・市県民税 ・固定資産税 ・都市計画税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料 ・介護保険料（納期到来分について確認いたします。）

※リース事業者：市に収めている法人市民税 等

### (2) 対象者

- ・申請者及び同一世帯員

### (3) その他

- ・滞納が確認された場合は、滞納分を納付された後の受付となります。

## 7. 交付決定

申請書類を提出後、納税確認及び書類審査を行い、申請内容に不備等がなければ、「交付決定通知書」を申請者住所に送付します。交付決定までの所要日数は概ね2～3週間程度です。

## 8. 補助金の請求

交付決定通知書を受取後、30日以内もしくは3月10日までのいずれか早い日までに、補助金交付請求書（第3号様式）を環境保全課まで提出してください。交付決定額をご指定の口座に振込みます。振込みまでの所要日数は、請求書の提出から概ね3週間程度です。

〈交付請求書作成上の注意点〉

- ・請求書は訂正できません。誤記した場合はHPから様式を印刷し、改めて記入してください。
- ・修正テープ・修正液・消えるボールペン等の使用は不可です。
- ・金融機関、振込先名義人及び口座番号は誤りがないよう正しく記入してください。

## 9. その他

### (1) 現地調査について

交付申請提出後、必要に応じて現地調査を実施することがあります。その場合、申請者ご本人、またはご家族の立会をお願いします。

### (2) 受付終了について

申請期間内でも、当該年度の予算がなくなり次第受付終了となります。ご注意ください。

## 10. 補助金申請の流れ

受付期間等	申請者	市	備考
<p>令和8年5月 11日(月) から令和9年 2月26日 (金)昼12時 まで</p>	<p>(工事の着手) (工事の完了)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">補助金交付 申請書</div> <p>「第1号様式」 に必要書類を 添えて提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「決定通知書」 受取</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">補助金交付 請求書</div> <p>「第3号様式」を 提出</p>	<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受付</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">審査</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">「補助金交付 決定通知」 送付</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受付</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">補助金 支払い</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">             市税等の滞納及び住民登録の 未完了が確認された場合は、 申請者に書類を返却します。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">             書類審査のほか、職員が現地 を確認する場合があります。         </div> <p>振込までは3週間程かかります。 振込予定日を通知しますので、入金 の確認をお願いします。</p>
<p>交付決定の通知 受取後 30日以内 もしくは 令和9年3月 10日(水) までのいずれか 早い方で市へ 提出</p>			

## 11. Q & A

### Q. 補助金申請書類について

<p>Q-1 業者が代行して申請しても良いか？ (★同一世帯者が代理申請する場合、委任状は不要です。)</p>	<p>A-1 業者が代理で提出することは可能です。 ただし、委任状がない場合は、書類の不備等について申請者へ直接連絡させていただきます。 また、市から郵送する通知等は全て申請者に送付します。</p>
<p>Q-2 申請はどの段階でできるのか？</p>	<p>A-2 窓の断熱改修後の申請となります。ただし、設置後であっても、住民登録がなされていなければ申請することはできません。</p>
<p>Q-3 書類に不備や不足等があった場合は？</p>	<p>A-3 不備・不足等があった場合は、返却させていただきます。不備を解消し、不足書類を揃えていただいた後、改めて申請してください。 また、申請受付の終了日までに書類が完全にそろわない場合、補助の対象外となりますので、ご注意ください。</p>
<p>Q-4 「1室」とは何を指すのか？</p>	<p>A-4 壁、ドア、障子、襖（ふすま）などで四方を明確に区切られている空間を指します。 そのため、「リビング・キッチン」といった、用途が異なる部屋であっても、<u>なんらかの形で仕切られていない場合には「1室」とみなします。</u></p>
<p>Q-5 中古住宅を購入し、窓の断熱改修を行った。 この場合も、補助対象となるか？</p>	<p>A-5 原則、補助対象となります。</p>
<p>①【<b>交付申請書（第1号様式）</b>】について</p>	
<p>①-Q-1 交付申請書に押印の必要はある？</p>	<p>①-A-1 こちらの様式は押印不要の書類となっております。 また、他の要綱様式（請求書等）についても押印は不要としておりますが、<u>押印不要の書類は訂正印による修正ができませんので、十分ご注意ください。</u></p>

①-Q-2 市税等の納付状況の確認の同意は必ず必要か？	①-A-2 市外からの転入の方を含め、同意が必要です。 同意いただけない場合、印西市において市税等の滞納がないことを証明する書面の提出が必要となります。
①-Q-3 申請者と契約書の発注者、領収書の名義人がそれぞれ異なってもよいか？	①-A-3 申請者と契約者、領収書の名義は <u>すべて同一</u> でお願いします。
①-Q-4 工事が1日で済んでしまったが、着手日・完了日はどう記入すべきか？	①-A-4 着手日・完了日ともに同じ日付をご記入ください。
①-Q-5 「9 申請者の同意」欄で同意をしたが、住民票を提出する必要はあるか？	①-A-5 同意をいただける場合、住民票の提出は <u>不要</u> です。
①-Q-6 交付申請額を書き間違えてしまった。二重線で訂正はできる？	①-A-6 こちらの様式は押印不要の様式となっており、 <u>金額の訂正はできません</u> ので、お手数ですが新しい書類に書き直していただけますよう、お願いいたします。
<b>②【窓の断熱改修に係る契約書又は注文書等の写し】について</b>	
②-Q-1 契約書を締結した後、支払金額が変更となった。契約書の支払額と領収書の金額はずれていてもよいか？	②-A-1 窓の断熱改修に関する契約や支払いについて、明確に行われているかを確認させていただいております。 そのため、原則、契約書の支払金額と領収書の支払金額は同額である必要がございます。変更契約を締結されている場合は、変更契約書を併せてご提出ください。
②-Q-2 窓の断熱改修の工事着手・完了日は要件を満たしているが、契約日が令和8年4月1日以前である。この場合も補助対象となるのか。	②-A-2 契約日が期間内でなくても、窓の断熱改修の工事着手・完了日が令和8年4月1日～令和9年2月26日であれば、補助対象となります。
<b>③【工事等の着手日・完了日が確認できる書類】について</b>	
③-Q-1 他の書類内に着手日と完了日の記載があるため、それを代わりに提出したい。どうしても指定の様式でないといけないか？	③-A-1 市の指定様式であればより良いですが、他の書類で確認できる場合はそちらを提出いただいても構いません。 ただし、提出いただいた書類によっては受領が難しい場合がございます。

<b>④【断熱窓の技術仕様が確認できる書類の写し】について</b>	
④-Q-1 「技術仕様」とは何を指すか？	④-A-1 窓の技術仕様は、製造者（メーカー）名、製品型番（先進的窓リノベ事業 2026 事業 HP で確認できるもの）、登録番号（SII、北海道環境財団 HP で確認できるもの）、熱貫流率（Uw）等を指します。
<b>⑤【断熱窓の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し】について</b>	
⑤-Q-1 ローンで購入したため、領収書がない場合、どうすればよいか？	⑤-A-1 <u>全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しのご提出をお願いいたします。</u>
⑤-Q-2 クレジット払い、ネットバンキング等による直接振込み払い、電子契約等のため、領収書がない場合にも領収書の写しは必要か？	⑤-A-2 申請者が断熱窓の設置に係る金額を支払い、かつ、業者がそのお金を受領したことを確認する必要があります。そのため、お手数ですが、原則領収書を発行いただきますようお願いいたします。
⑤-Q-3 領収書の内訳はどの程度まで確認できればよいのか？	⑤-A-3 P5「4. 補助対象経費と補助金額」の補助対象経費のそれぞれの項目が確認できるものをお願いします。
<b>⑥【断熱窓が未使用品であることを確認できる書類の写し】について</b>	
⑥-Q-1 メーカー発行の性能証明書がないが、代替できる書類はあるか。	⑥-A-1 出荷証明書、検査成績書等でも可とします。ただし、 <u>型式・製造者の記載があり、申請者が購入し、当該年度に指定の住宅に導入されたものであることが確認できない書類は不可といたします。</u>
<b>⑦【断熱窓の設置図面】について</b>	
⑦-Q-1 図面がないため、手書きでもよいか。	⑦-A-1 定規等を用い、 <u>住宅の間取りおよび改修した窓の場所</u> が確認できる場合は可とします。

⑧その他	
<p>⑧-Q-1 補助金の交付を受け、窓の断熱改修を行ったが、設備を売却することになった。必要な手続きはあるか？</p>	<p>⑧-A-1 設備の耐用年数を経過する前に処分（売却・譲渡・交換等）する場合は、「処分承認申請書」を提出していただく必要があります。 また、処分することにより収益が生ずると認められる場合は、補助金の全部または一部の返還を求められます。詳細はお問合せください。</p>
<p>⑧-Q-2 リース契約の期間は何年でも良いか？</p>	<p>⑧-A-2 リース契約期間が対象設備の財産処分制限期間以上の契約となっている、もしくは、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていることが必要です。</p>
<p>⑧-Q-3 リース事業者の所在地が市外でも申請できるか？</p>	<p>⑧-A-3 リース契約の場合、申請者とリース事業者の連名で申請していただくこととなりますが、リース事業者は市外の住所でも申請していただくことが可能です。</p>



**【問い合わせ・申請窓口】**

**印西市 環境経済部 環境保全課 政策推進係**

**〒270-1396 印西市大森 2364-2**

**TEL 0476-33-4491 FAX 0476-42-5339**

**Email [kankyoka@city.inzai.chiba.jp](mailto:kankyoka@city.inzai.chiba.jp)**